

普及所から⑤⑧

農業改良資金と 他の農業制度金融 との違いについて

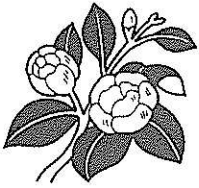
(1) 農業改良資金は、補助金と一般農業資金の中間段階の奨励制度として位置付けられ、農業者などの自主性を助長することをねらいとして設けられた助成措置です。

また、農業改良資金は、農業経営の高度化など緊急的政策課題に対応して、先駆的、モデル的な経営改善などを進める観点から、能率的な技術の導入など生産方式の改善、農用地の貸借による経営規模の拡大、農家生活の改善、農業後継者の育成に必要な資金を無利子で貸し付けるものです。しかも貸し付け対象となる分野が、経済的リスクや心理的負担感が大きい分野であって、農業改良普及事業などによる綿密な指導と連携し

つつ政策課題にこたえていくための資金であり、単なる資金の供給（金融）とは性格が異なり、いわば「返還条件付き補助金」といえるものです。

(2) 一方、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金は、国（後者は県も）が利子補給して、結果的に農業者が低利の資金を借りられることになっているものです。しかも農業改良資金に比べれば貸付金の限度額が大きく、償還期間も十年を超し長期のものとなっています。

したがって、これら資金の担う分野は、農林漁業金融公庫資金については、補助残融資、補助事業とあいまって、政策目的の達成を図る非補助事業に対する融資の分野、または特に長期かつ低利の条件を必要とする分野です。また農業近代化資金については、政策的色彩が比較的薄い分野であり、貸し付けの実行も農協などの判断に大幅にゆだねられている資金です。なお、農業改良資金の貸し付けを受けようとする方は、別表の申



申請時期等一覧表

回 目	申請受理締切日		貸付決定 時 期	貸付実行 時 期	償還時期
	農業改良 普及所等	農業経済課			
1	6月30日	7月10日	8月上旬	8月中旬	7月末日
2	8月20日	8月30日	9月下旬	10月上旬	9月末日
3	10月30日	11月10日	12月中旬	12月下旬	11月末日
4	1月31日	2月10日	3月中旬	3月下旬	2月末日

請時期等一覧表に基づき、貸付申請書に事業計画書及びその他の資料を添え、申請者の住所地をその区域内に含む農業協同組合を經由して県に提出することとなります。

※詳しいことは、南国農業改良普及所（☎2277）または、最寄りの農協でお尋ねください。

【南国農業改良普及所】

- 国保の中に「退職者医療制度」があることをご存じですか。
- この制度は国保に加入しており、しかも長年、会社や役所などに勤めていて年金を受けている七十歳未満の人及びその家族が該当になるものです。
- どんな人が加入できるのか
- ① 国保加入者で、厚生年金、船員保険または各種共済組合から老齢（退職）年金を受けている被用者年金受給者。
- ② 四十歳以降、前記の被用者年金に加入し、その期間が十年以上ある通算老齢年金を受けている人。
- ③ 被保険者本人と同世帯の配偶者や三親等内の親族で、主として被保険者本人により生計を維持している人（ただし、年間収入が九十万円以上ある人は被扶養者にはなりません）。
- お医者さんに掛かるとき
- 診療を受けるときは、退職被保険者証を窓口へ提出してください。
- 窓口での支払いは――
- ① 退職者本人―入院、外来受診と

国民健康
保険

退職者医療制度

(7)

も―自己負担二割
② 扶養家族―④ 外来受診―自己負担三割
③ 入院―自己負担二割

● 手続きは

退職者医療制度に該当すると思われる人は、まず係までお問い合わせください。手続きは① 印鑑② 年金証書③ 国保保険証が必要です。国保係へのお問い合わせは（☎2111）内線135）まで。

【市民課国保係】

今月の納税

国民健康保険税
(3期分)

納期限は11月末日です